

弘前藩の刑法典 (六) — 寛政律 —

橋本久

目次

はじめに

一 安永律 [第六号]

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』 [第七号]

(二) 『寛政律』(その一) [第八号]

(三) 『寛政律』(その二) [第十一号]

(四) 『寛政律』(その三) [第十三号]

(五) 『寛政律』(その四) [本号]

三 文化律

二 寛政律

(五) 『寛政律』(その四)

凡例

一 弘前市立弘前図書館所蔵、岩見文庫本〔G K 三三二・五、二六〕を用いた。

一 表記法はほぼ前号に倣う。

一 便宜上、(一)〜(五)に倣い各項目に「一・二・三……」、各条文に

1・2・3……等の数字を付した。

一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。

一 京大本に見られない文については、冒頭に※印を付した。

※御自筆之写

〔朱印〕
宮館藏

刑法帳沙汰之通申付也尤一体刑法之義兼而一定之点ニ得共猶

其時宜ニ寄輕重之沙汰茂可有之事ニ且ケ條ニ適當之罪人有

之也〔金指〕何連君臣之義を立父子之親に基キ総而人倫之義論し

其時之沙汰致は様依而必しも其ケ条ニ「不」可泥事ニ也

寛政己三月 覺

※科人片付之義區々之沙汰有之也ニ付此度御刑法沙汰被仰付之申

出之趣被遊 御聞届猶又以御自筆被仰付也間致勸弁批判遂穿

鑿勸善懲惡ニ相成は様沙汰可有之旨四奉行江能々可申含は以

上

三月

御用人中

御家老

※ 目 録

〔一〕 戸メ

〔二〕 鞭刑

〔三〕 同追放

〔四〕 徒刑

〔五〕

〔朱書〕
死刑

〔六〕

贖刑

〔七〕

五逆之事

但惡逆不道不敬
不孝不義

〔八〕

老幼癡疾之事

〔九〕

科人ハ首従可分事

〔一〇〕

一人にて二罪有之事

〔一一〕

五軒組合列座可及ケ條之事

〔一二〕

科人自身申出は者

〔一三〕

親族ハ罪を隠御用捨之事

〔一四〕

親族輕重之事

〔一五〕

罪可減者累減得事

〔一六〕

婦人犯罪之事

〔一七〕

不義財物取捌は事

〔一八〕

同類之内出奔有之
片口ニ相成はもの事

〔一九〕

罪科加減之例

〔二〇〕

闕処之事

〔二一〕

取押物之事

〔三二〕	〔廿二〕	「宋書」 「人命」	人を謀而殺ゆ者
〔三三〕	〔廿三〕		親を謀て殺ゆ者
〔三四〕	〔廿四〕		親族謀殺
〔三五〕	〔廿五〕		謀而主人ヲ殺者
〔三六〕	〔廿六〕		姦因而夫を殺者
〔三七〕	〔廿七〕		一家三人ヲ殺者
〔三八〕	〔廿八〕		頭分之者謀殺致ゆ者
	〔廿九〕		咒詛毒藥之事
	〔卅〇〕		打擲ニ而人ヲ殺者
	〔卅一〕		怪我ニ而人を殺者
	〔卅二〕		夫有罪之妻妾ヲ殺者
	〔卅三〕		人ヲ過而死を致者
	〔卅四〕		人殺之者内濟致ゆ者
	〔卅五〕		喧嘩打擲ハ疵之輕重ヲ以罪を定ゆ事
	〔卅六〕		疵療治之事
	〔卅七〕		勢ヲ以人ヲ縛打擲致ゆ者
	〔卅八〕		下人主人ヲ打擲致ゆ者

〔三九〕	〔卅九〕	「宋書」	妻妾夫ヲ打擲致ゆ者
〔四〇〕	〔四十〕		兄弟之打擲
〔四一〕	〔四十一〕		師匠を打擲
〔四二〕	〔四十二〕		父祖人ニ被打擲其子孫
	〔四十三〕		返打之事
〔四三〕	〔四十四〕		竊盜之事
〔四四〕	〔四十五〕		御城中入盜之事
〔四五〕	〔四十六〕		自分預物ヲ紛失致ゆものゝ事
〔四六〕	〔四十七〕		御藏財物盜取ゆもの
〔四七〕	〔四十八〕		強盜之事
〔四八〕	〔四十九〕		白昼人之物ヲ搶集ゆ者之事
〔五〇〕	〔五十〕		馬盜之事
〔五一〕	〔五十一〕		流木流失盜揚之事
〔五二〕	〔五十二〕		田野之穀物盜取ゆ者
〔五三〕	〔五十三〕		盜人之宿致ゆものゝ事
〔五四〕	〔五十四〕		入墨ヲ拔取ゆ者之事
〔五一〕	〔五十五〕		盜袖之事
〔五八〕	〔五十六〕		謀書謀判いたしゆ者
〔五九〕	〔五十七〕		役人ヲ似セゆ者之事

料

〔六〇〕 似セ金銀造〔朱書〕の者
一 五十八

〔六一〕 枉法賄賂之事
一 五十九

〔六二〕 不枉法賄賂之事
一 六十

〔六三〕 座賊〔イ、ウ〕之事
一 六十一

〔六四〕 賄賂約諾致イの者
一 六十二

〔六五〕 賄賂行イの者之事
一 六十三

〔六六〕 茂合取立致私曲イの者
一 六十四

〔六七〕 隠田畑之事
一 六十五

〔六八〕 田畑質入之事
一 六十六

〔六九〕 田畑押領之事
一 六十七

〔七〇〕 御収納遲滞
一 六十八

〔七一〕 内借之事
一 六十九

〔七二〕 手越ニ訴状差出イの者
一 七十

〔七三〕 無名之訴状之事
一 七十一

〔七四〕 不実之事致訴状イの者
一 七十二

〔七五〕 親族相訴イの者
一 七十三

〔七六〕 子孫父母之教ニ背イの者
一 七十四

〔七七〕 訴状之腰推致イの者
一 七十五

〔七八〕 強訴之事
一 七十六

〔七九〕 隠津出之事〔朱書〕
一 七十七

〔八〇〕 隠荷揚之事
一 七十八

〔八一〕 隠商賣之事
一 七十九

〔八二〕 博奕之事
一 八十

〔八三〕 御用事〔イ、ウ〕ヲ預合致イの者之事〔朱書〕
一 八十一

〔八四〕 人之罪を輕重致イの者
一 八十二

〔八五〕 失火之事
一 八十三

〔八七〕 御觸に背イの者事
一 八十四

〔八八〕 不可為義イヲ致イの者
一 八十五

〔八九〕 科人手向致イの者
一 八十六

〔九〇〕 科人出奔之事
一 八十七

〔九一〕 科人を隠イの者
一 八十八

〔九二〕 私ニ升秤造イの者
一 八十九

〔九三〕 御関所忍通イの者之事
一 九十

〔九四〕 立歸イの者之事
一 九十一

〔九五〕 馬札紛失之事
一 九十二

〔九六〕 姦淫之事
一 九十三

〔九七〕 僧厄犯姦之事〔イ、ウ〕
一 九十四

〔九八〕 〔朱書挿入〕
一 九十五 下人家長妻女イヲ姦イの者

〔九九〕

〔宋書〕
九十六 一 相對死之事

〔一〇〇〕

九十七 一 隱遊女之事

覺

〔宋印〕
宮館職

此度御刑法御改被仰付ハニ付沙汰仕ハ處明律ハ歷代之刑法を致損益相立ハ義ニ付律之輕重宜義理共ニ正敷御座ハ得とも當時に比ヘハ得ハ一昧律重御座ハ間明律にて答罪ニ相當ハ部ハ大方當時戸メニ而相濟ハ振合ニ御座ハ而猶又刑法茂違ハ間其儘ニ而者難用依之當時通例行ハ刑名を以明律之格ニ隨差等相立專其義理により輕重相分申ハ尤右之内公儀御定ニ抱ハ儀并是迄之御法ニ而俄ニ輕重難相成分ハ得与沙汰仕斟酌加減仕ハ間此末御刑法御沙汰御座ハ節若此度相定ハケ条之内ニ洩ハ義御座ハ而も右之趣ヲ以明律ヲ参考いたし罪之輕重無之様被仰付ハ様奉存ハ則此度相定ハ御刑法名目与明律刑名与之相當差等如左

〔宋書〕
一 戸メ
〔書入〕
但子兄弟或奉行
明律答刑

五日
ノ類戸メ難相成者ハ
右ノ日數ノ通過料人
夫或戸メ過料ノケ条
ヲ以過料錢可差出せ
事

十五日
三十

二十日
四十

三十日
五十

〔宋書〕
二 鞭刑
〔書入〕
寬政ノ御例斟酌直
リ
三 五敲十敲十五敲
六十

六
七十

九
八十

十三
九十

十五
一百

〔宋書〕
三 鞭刑追放
〔書入〕
寬政ノ御例直
リ
但追放ハ敲
十八以上ニハ得
共其罪ノ子細ニ
置モノハ敲數ニ
不拘所拂可致事

十八所拂
一年杖六十

廿三里
一年半杖七十

廿四五里
二年 同八十

廿七七里
二年半 同九十

三十里
三年 同一百

〔宋書〕
四 徒刑
明律流刑

半年鞭三十
二千里杖一百

一年同三十
 二千五百里杖一百
 一年半同三十
 三千里杖一百
 「宋書」
 「五」死刑
 明律死刑

斬
 絞
 斬

獄門

火刑
 火刑ハ火付を極而重科ニ相立ル
 公儀御

定ニ付明律相當無之

磔
 斬即決

御刑法御定

定例

御刑法名目

戸メ五

「書入」
 「文化五辰ノ年村方戸メ過料ニ
 被仰付ル伺左ノ通相濟

五日ハ六百文
 二十日ハ壹貫五百文
 十日ハ九百文
 三十日ハ壹貫八百文
 十五日ハ一貫二百文

点羽戸メ之義是迄ハ日數幾日ニ相成ル間御免
 被仰付ル様申上ルヘ共以來幾日戸メ被仰付ル
 様ニ与日數ヲ記申上儀

辰ノ八月同濟

1 戸メ

五日 十日 十五日 廿日 三十日

但子兄弟或ハ奉公人之類戸メ難相成者ハ

右之日數之通過料人夫或ハ一日六十文積ヲ

以過料錢差出ル事

2 鞭刑五

鞭三 同六 同九 同十二 同十五

3 鞭刑追放

鞭十八所拂 同廿一三里 同廿四五里

同廿七七里 同三十里 大場御擣

但追放ハ鞭十八以上ニ得共其罪之子細

ニ寄差置難キものハ鞭數ニ不抱所拂可致

事

4 徒刑三

徒半年鞭三十 同一年同三十 同一年半同

三十

但徒刑之ものハ銅鉛山ヘ差遣鞭刑之上年

限之通苦使可致事

5 死刑四

斬 獄門 磔 火刑

〔一〕

〔五〕

〔四〕

〔三〕

〔二〕

〔六〕

〔采書〕
〔六〕 贖刑

6 鞭三八

過料三貫六百文

同六

同四貫二百文

同九

同四貫八百文

下同十六

同五貫四百文

上同十五

同六貫文

同十八

同十二貫文

同廿一

同十五貫文

同廿四

同十八貫文

同廿七

同二十一貫文

同三十

同二十四貫文

徒半年

同三十貫文

同一年

同三十三貫文

同一年半

同三十六貫文

死罪ハ

同四十二貫文

〔書入〕
「死罪ト云ハ過
ニテ人ヲ殺モノ
ナリ」

右過料ハ老幼癡疾之類刑ニ不可行者并過ニ

而人ヲ殺或ハ疵付ハ類相當之過料にて罪を

贖せ可申事

7

一過料之者若貧困ニ而上納難相成者ハ銅鉛

〔七〕

〔采書〕
〔七〕

8

一惡逆

五逆之事

祖父母父母を打擲致或ハ殺さんと謀并伯

叔父姑兄姉母方之祖母父ヲ殺し夫ヲ殺し

者

9

一不道

一家之内死罪ニあらざる者三人ヲ殺并支

骸ヲ切ほとときむコク切害致しものゝ事

10

一不敬

御宗廟御飾物御召物等盜取しものゝ事

11

一不孝

祖父母父母之事ヲ訴或ハ惡口し父母之扱

不宜難浹せしめしものゝ事

12

一不義

支配之者頭分之者ヲ殺し弟子として師匠

を殺ししものゝ事

山へ差遣一日六十文之積ヲ以夫役ニ使可申
〔采書〕
事、老若癡病之類

〔八〕

〔朱書〕

老幼癡失之事

〔書入〕

〔御定書ニ。子心ニテ無弁人ヲ殺む者十五才迄親類江預ラキ遠島。子心ニテ無弁火ヲ附ル者同断遠嶋。盜致ル者大人ノ御仕置ヨリ一等軽ク可申付。十五才以下ノ無宿者途中其外ニテ小盜斗致ル者非人ノ手ニ下。右之通ニ御座依然ハ子心ニテ弁ナク人ヲ殺ム者〇〕

〔書入〕

〔一〇〕并火ヲ附ル者カ死罪ニ不相成ルニ付隨ヒ可申奉存ル得共公義ニテ幼少者ノ刑斗ニテ老人罪科ヲ犯ル節之御刑法相見不申ル老人幼少者ノ義ハ何レモ同様ノ義与奉存ル間寛政ノ御例ノ通ニテ可然奉存ル

13

一歳七十才以上十五才以下并癡疾之者死罪以下贖にて用捨可致年八十以上十才以下死罪

を犯ル者上聞之上時宜御沙汰可被仰付ル事盜賊并人ニ疵付ル者贖を出せ可申事其余之罪ハ御搦無之ル九十以上七才以下ハ罪死に至ルても刑を不可加事

但罪を犯ル節未老疾ニ無之ルとも事頭ル節老疾ニル得者老疾ヲ以御沙汰可致事幼少之節犯壯年ニ至リル而頭ルハハ幼少之

〔書入〕
主殺親殺ハ
時宜御沙汰
被仰付ル

〔九〕

〔朱書〕

15

科人ハ首従を可分事

一二人以上申合犯罪ル節ハ其内趣意相企ル者ハ首与致ル事其余ハ従与致ル事従之者ハ首より罪一等を可減事尤本文ニ同類不殘与有之ハ首従差別無之事

〔一〇〕

〔朱書〕

16

一人ニ而二罪有之事

一凡而二罪共ニ頭ル節ハ重キ一ケ条ヲ以罪を定ル事若一罪先ニ頭既ニ刑を加ハ後外之罪頭ル節ハ輕キ者并同等之科ハ御沙汰不及若跡ニ頭ル科重ルハ、沙汰直し前罪之鞭數差引殘リ鞭數斗刑ヲ加ル事

〔書入〕
但死罪已上ノ罪跡ヨリ相アラハレハ時怪我ニテ人ヲ殺ム分ハ前罪ヲ差引ル義本文同

様ノ義其外人殺強盜火附ノルイ過料ニ難相
或死罪ハ跡ヨリ相アラハレハテモ差引ニ不
相成死刑ニ行ヒ事

〔十一〕 五軒組合連座ニ可及ケ条之事

一 隠田畑 一 隠津出 一 盜枿

21~17 一 博奕之者 一 隠賣買

右ケ条之内罪を犯ル者組合之者ハ本人罪ニ
相當を以過料ニ直シ組合四軒より差出ル事
但組合四軒ニ不備ル者ハ四軒之割合を以
不足分ハ用捨之事

〔書入〕 前々々ノ御例斟酌ニ右五ケ条相犯ル節村
役ハ戸メノ代過料六百元町役日数五日戸メ
可申付事

〔十二〕 科人自身申出ル者

22 一 愆而悪事致ルもの事未頭以前自身申出に
於て者其罪用捨被仰付ル事

但人を疵付或ハ物に寄不可償品并姦通之
類ハ不許事

〔書入〕 愆テ僉義事有之時同類又ハ加判人等ノ内

ヨリ早速白状致依之謀計ノ者共於相頭ハ右
白状ルモノ本罪ヨリ一等輕ク可申付事

23 一 竊盜或ハ手段等ニ而人の財物を取其後過を
悔ル而自身ハ本人江返しものハ上ニ申出
与同前其科可許事

〔十三〕 親族ハ罪を隠ル而も御用捨之部

24 一 父母兄弟伯叔父姑夫婦との間罪有之隠ル而
も御咎め無之

但其事洩ル而逃去シむる共不可罪事家來
主人之為に隠も同前之事其外妻之父母娘
婢夫之兄弟相隠ル而平人より罪三等を減
可申事

〔十四〕 親族輕重之事

25 一 本文ニ祖父母与有之ハ高祖曾祖同様之事孫
与有之ハ曾孫玄孫同様之事嫡孫承祖ハ父母
与同様嫡母養母ハ実母同様之事

〔十五〕 罪可減者ハ累減を得ル事

26

一 譬ハ罪を犯ゆるもの首与徒与有之時其徒之者ハ罪一等を減ゆる其者外ニ可減子細有之時ハ又幾度も段々与減可申事

〔書入〕

一 幼少者ハ夫役苦使ナラス又日數入牢尚更ナリ然レハ女ノ罪犯幼少者ノ例ニモヨラス残ル罪科ハ上納不成一日何ホト故數ニテ入牢可然カ。御定書ニ隱賣女イタシ者身上ニ應シ過料ノ上百日手錠。女ハ追放致シテキ難キ故必父兄ヘ預ラキルニ付父兄ヨリ差出ルモ宜ル子ノ罪父ヘカ、リテモ如何ナレハ女故死罪ノ外ハ鞭十五ニテスム故夫レニテモ然ランカ

〔一六〕

〔朱書〕
〔一六〕

婦人犯罪ヲ事

27

一 婦人犯罪ハ鞭十五ニ不可過鞭十五余ニ相當ル節ハ十五之鞭切ニ而殘數ハ過料ニ而罪を可贖事

28

一 婦人之鞭刑ハ楯半之上より打可申事
但姦淫之罪ハ衣を去り直ニ可打事竊盜之類ハ入墨可許事

〔書入〕

一 但貧困ニテ贖難差出モノハ老人幼少モノ贖不納ノケ条ヲ以テ沙汰可致事

〔一七〕

〔朱書〕
〔一七〕

不義之財物取捌之事

29

一 財物之上ニ而罪を犯ゆる者本人相手ともニ罪有之時も其財物没納可致事若相手方罪有之本人罪無之時ハ其財物を本人ヘ返事

30

一 財物没納可致者并本人ハ可相返者既ニ費し用得ルハ、贖可令出事若科人身死ル而品物費し用ル節者取立ニ不及事

〔書入〕

一 但出奔致ゆる者ヲ頭取ト定ル時頭取死罪已上ノ罪科ニ相アタリル分ハ同類ノ者ヘ刑ヲ加ヘス本人召捕ル迄入空致サセ置可申事尤死罪以下ニ相アタリル分ハ本文ノ通刑ヲ加可申事

〔一八〕

〔朱書〕
〔一八〕

同類之内出奔有之片口ニ相成ゆる者之事

31

一 同類之内一人ハ出奔いたし一人ハ召捕ル節ハ其者出奔致ゆるものを本人之旨申出別ニ證人無之時ハ其者者徒与致し刑を加ヘ可申事

其後出奔致ゆる者ヲ召捕ル而札明致ル節最初之者本人ニ相違無之ハ則首徒与殘る刑を加

ヘル事

〔一九〕

〔朱書〕
〔一九〕

罪科加減之例

32

一加とハ本罪之上へ猶加へ而重ク致ル事減与云ハ本罪之上ニ猶減而輕ク致ル事

但減ハ節ハ四段之死罪三段之徒各一等与致減ハ事鞭刑ニ至而ハ三鞭ツ、之一等ヲ減可申事加得ハ節ハ一段毎ニ一等与致ハ事猶加罪ハ徒一年半鞭二十ヲ限ニ而加而死ニ不為人死ニ可人ものハ其ケ條ニ其訊断有之事

[110]

[朱書] [廿]

闕所之事

33 一 闕所之事鞭三十以上専利欲ニ抱ル者之科者其利欲輕重ニ寄田畑或ハ家屋敷家財与^{〔朱書〕}欠所可申付ル事重罪ニも利欲ニ不抱者ハ律之ケ条出ル外ハ欠所不可致事

[111]

[朱書] [廿]

取押物之事

34 一 物而禁を犯ル物を取ル義其掛役筋之者ニ無之ルへ共其品取押ル者ニ被^下ル事其役筋ニ而取押ルへハ押もの多少ニ寄御賞被^下置其品ハ没納可致事凡而犯禁之もの取押ルへハ

何役ニ不抱一統其品ニ而取押ル者へ被^下置

ル様伺濟

但山方役人廻先犯禁之木品取押ルへハ其品入札拂被^下付不被^下置ル事尤向々役人出會見分等ニ而過木等取押ル節右出會山方役人入加ルへハ別段同様不被^下置ル事
文政元年寅ノ八月廿二日

[112]

[朱書] [廿]

人命 人ヲ謀而殺ル者

35 一 宿意を以謀而人ヲ殺ル者其張本人ハ獄門加擔手傳致ル者斬罪加談斗ニ而手傳不致ル者ハ徒一年半鞭三十一御例斟酌ニ徒老年半ニ^{〔貼紙④〕}十

36 一 疵付ル計ニ而不死時ハ張本人ハ斬罪加擔手傳ハ徒一年半鞭三十

37 ^{〔貼紙⑤〕}一 謀而殺事行ルへハ疵付不申ルへ共張本人ハ^{一本十里追放}鞭三十加擔手傳之者ハ鞭十五

^{〔書〕}一 御定書ニ差圖ヲイタシ人ヲ殺ル者ハ下手人ト御座ルケ条ハ則右ノ張本人ニ相當申ル

38

一右之張本人縦ハ其場ニ不臨ハ共殺ハ節ハ其身手ニ掛殺同様疵付ハ節ハ手ニ掛疵付同然之事加擔之ものハ其場ニ不臨ハハ其場ニ臨ハ者ガ罪一等許可申事

39

一若因之財物を取ハハ強盜之律ニ隨張本人加擔之差別無ク不殘條

但同行内ニ而も財ヲ分不申ハハ謀殺之律にて捌ハ事

〔貼紙①〕

〔御定書ニ差圖ヲ致シ人ヲ殺ハ者下手人ト御サハ者本文ノ張本人ニ相アタリ申ハ。安

永ニハ遺恨有之殺ハ者ハ下手人ト御座ハ尚

又御定書ニ人ヲ殺ハ者ハ下手人ト斗御座ハ

ヘハ一時ノ喧嘩打擲等ニテノ人殺ノ趣ニ相

聞申ハ子サイハ御定書ニアハレモノ御仕置

ノケ条ニ遺恨ヲ以十人巳上徒とふヲ結ヒ狼

セキノ上人ヲ殺ニ於テハ頭取獄門但人ケ

疵付ハニ於ハ頭取死罪ト御座ハ又人殺ノケ

条ニ自分ノ惡事可願ヲ厭ヒ其人ヲ殺或ハ僉

義シタル人□遺恨ヲフクミ切殺ハ者ハ獄門

ト御座ハ右ノ趣ヲ以テ評義ノ上前書ノ通相

定申ハ

〔貼紙①〕
「安永寛政ノ御例

御定書ニ差圖ヲウケ人ヲ殺ハ者ハ遠嶋ト御座ルケ条ハ安永ニ人ニ頼レ人ヲ殺ハ者ハ斬罪ト御座ルケ条并寛政ニ加擔手傳イタシ人ヲ殺ハ者斬罪ト申ケ条ト同然ニ御座ルシカレハ差圖ヲウケ人ヲ殺ハテモ人ヲ殺ハ上ハ下手人ノカレカタク奉存ハ間安永寛政ノ御例ニ隨申ハ

〔貼紙①〕

〔御定寛ノ御例斟酌ニ人殺ニ手傳不致ハハ氏花擔イタシル者中追放尤人殺ノ手引致ハ

者ハ遠嶋但殺ハ當人欠落イタシ於不出ハ下

手人ト御座ルヘハ跡ヨリ當人出ハテハ其節

ニイタリ活命相成カタキ義ニ付徒刑ニテ可

然奉存ハ

〔三三〕

〔朱書〕
〔廿三〕

謀而親を殺ハ者

〔御定書斟酌ニ。主殺親殺之者ノ悴ヲ追放

申付ハ者ヲ幼少故親類ヘ十五才迄預キル

処出家致度旨寺院ヨリ相願ハハ、伺ノ上出

家可申付事○

40

一謀而親ヲ殺ハ者男女ニ不限肆之上鋸引婦人

夫父母ヲ殺ハ者茂同前

〔書〕

〔但出家ニ成ル迄住所定ヲキ他所ヘ參ハ節ハ伺差出ハ様勿論御目見仕ハ程ノ寺院ヘ

〔書入〕
「。殺字ノ誤字」

ハ住職不仕セ若住職不仕テ不叶〔マ、シ〕誤義有之
カ又上向ヘ罷出ル義有之ハ、是又相同御
沙汰ノ上被仰付ヘクハ事」
但鋸引之者罪之次第建札致於往來道路肆
ハ事三日往來之者勝手次第鋸引致セ右日
限相濟ル迄鋸引致ル者無之ハ節ハ其節引
廻之上磔

42 下 一 親類之者妻子不殘遠追放家屋敷家財關所

但子ニ而も別居之者ハ御用捨之事

41 上 一 殺逆之事既ニ行ルヘ者從疵付不申ルとも磔

43 一 親殺之者於自滅ハ死骸塩潰之上磔

〔二四〕

〔朱書〕
「廿四」

親族之謀殺

44 一 祖父母を殺さんと謀既ニ行ル者ハ獄門殺ル

ハハ磔
一本ニ引廻ノ上

但母方之祖父母同様之事

〔書入〕
「御例斟酌ニ

一手負セル者ハ獄門

一切カ、リ打カ、リル者ハ断罪」

45 一 婦人夫之父母を殺ル而も右同様之事

〔47〕
なし」

48 一 伯叔父姑之甥姪を謀殺致兄姉之弟妹を謀殺

ル者ハ断罪

〔書入〕
「。律ニハ死ニ入不

申ル間死罪ニテ

可然カ」
〔書入〕
「。コノケテ余御定書ニ子ヲ殺ル同様ニ御座ル
安永ニハ弟ヲ故ナク我儘ニ殺ルヘハ断ト御
座ル得共是又寛政ノ御例ニテ宜様奉存ル」

〔二五〕

〔朱書〕
「廿五」
謀而主人を殺ル者

49 一 謀而主人を殺ル者男女ニ不限肆之上鋸引疵

付ルヘハ凡而子父母ヘ對ル与同然之事

50 一 下人他之主人を殺ル者磔但下人主人より暇

出外奉公致罷在本之主人殺ル者他之主人殺
ル与同様之事

〔二六〕

〔朱書〕
「廿六」
姦ニ因て夫を殺ル者

51

一妻妾他人と姦通致依而夫を殺す者引廻之上
磔姦婦ハ獄門若男之手段〔マ、〕己ニ而女謀知らず
与いへとも女斬罪又女之手段計ニ而男其謀
不知時ハ唯姦夫之刑ニ一等を加て罪ニ行ハ
事

〔書入〕
御定書

姦ニヨリテ夫ニ疵付ル者ハ男女共獄門一

52

一妻妾人と姦通致ルヲ現在姦通之處ニ而已見
届ケ則時に殺スル者ハ御咎無之事若其場を立
去ル後訴茂無之擅ニ殺スル者喧嘩ニ而人を殺
ルと同様之事

〔書入〕

御定書ニ蜜夫ヲ殺妻存命ニハハ、妻死罪
但モン夫ニケ去ルハハ妻ハ夫ノ心次第一

〔二七〕

〔朱書〕
〔廿七〕

一家三人ヲ殺スル者

53

一一家之内非死罪人三人ヲ殺并人の死骸ヲ切
ほときむこく殺害致スル者引廻之上磔家財欠
所死去之家江被下置ル事妻子遠追放加擔致
ル者手傳致ル者共獄門

但追放之事別居之子ハ御用捨之事

〔二八〕

〔朱書〕
〔廿八〕

頭分之者謀殺致スル者

54

一支配之者頭分之者殺さんと謀既ニ行ハハ
徒半年鞭三十疵付ルハハ斬殺ルハハ磔

〔二九〕

〔朱書〕
〔廿九〕

咒詛毒薬

御定書ニ毒薬ヲ用ルとも其毒ニアタラス
其モノ死セサルニ於テハ。徒一年半ヘン三
十

55

一咒詛調伏等を以人を殺さんと謀ル者ハ謀殺
之律ヲ以罪ニ行ル事若唯人ヲ苦めん謀ル
ハ二等を減ル事毒薬用ルも同然之事毒薬買
未用之ハ鞭三十其事知り薬を賣ル者同罪不
知時ハ御咎無之

〔三〇〕

〔朱書〕
〔卅〕

打擲にて人を殺スル者

56

一元方巧ル而殺ル心ニハ無之一時喧嘩打擲ニ
而人を殺スル者ハ斬罪尤相手之方理不尽之致
方ニ而不得止事於切害ハ相手親類名主詮議
之上殺ル者平日不法者ニ相違無之ハハ、死

罪二等を減可申事

〔書入〕
「一本ニ但御家中召使ノ者ハ被殺ル者ノ主人ノ願無之ハハタトヒ親ルイヨリ願ル共差許申間敷也」

57

一同謀而人を打擲致し因而死ニ至リルヘハ急所之疵を得させル者ヲ解死人ニ可致事

但最初事を企ル者ハ徒一年半鞭三十余人

者何連茂鞭十五

〔書入〕
「一本ニ急所ノ疵ヲ附ル者不相分節ハ初差打カ、リル者ヲ下手人と可致事」

〔三三〕

〔宋書〕
「卅一」

怪我ニ而人を殺ル者

58

一怪我ニ而人を殺或ハ疵付ル者打擲之律ニ因而贖を取其者江被下置ル事

59

一途中車馬にて人を過者緩急之事無之者怪我ヲ以沙汰可致ル事若不慎之義於有之ハ打擲之律を以刑を可加筆

〔書入〕
「斟酌ニ牛馬ヲ引カケ人ヲ殺ル者斬罪。右ノ仕方ニテ疵を得ル者打擲ノ律ヲ以テ疵ノ多少ニヨリ刑を可加申事但ケカニテ疵付ルヘハ贖ヲトリ疵ヲ得ル者ニ被下ル事」

60 一危キ仕業ヲ致因て人を殺ル者贖ニ難相成打擲之律ヲ以刑加可申事

61 一喧嘩等ニ因而傍人を殺疵付ル者喧嘩ニ而人ニ疵付ル与可為同然事

62 一若又強而人を殺さんとして過而別人を殺疵付ル者ハ謀殺を以沙汰可致事

63 一妻妾夫の祖父母ヲ打擲ニ寄其夫打而因て死ニ至ルヘハ御構無之若又強而擅ニ殺ル得ハ鞭十五

64 一但外之罪等ニ寄打殺者可為解死人事

65 一夫妻妾ヲ打擲或ハ罵リ等致ルニ寄其妻妾自害ル者不及御沙汰事

66 一但重キ疵等負ル節ハ夫妻妾を打擲之律ニ依而沙汰可致事

67 一人を過而死を致ル者

68 一人ヲ逼セ其人ニ自殺致サセルハ人殺モ同様ニ付此ケ条死罪□可被仰付ル哉。御用

〔三三〕
〔書入〕
「通」

〔宋書〕
「卅三」

〔書入〕
「人ヲ逼セ其人ニ自殺致サセルハ人殺モ同様ニ付此ケ条死罪□可被仰付ル哉。御用」

65

人

一事ニ依而人ヲ逼リ其人自殺致ル者鞭十五并
金二両を出さしめ死去之家江被下置事若姦
ヲ行盜致ため人を逼死を致ルものハ獄門

〔三四〕

〔宋書〕
〔卅四〕

人殺之者内済ニ致ル者

〔書心〕
〔但村役町役加談カ又ハ存於不訴出ハ

過料三貫文五軒組合一組ノ三貫文

〔御定書〕
二人殺ヲ取扱ル者有之内證ニテ事

追放組頭所拂ト御座ハ右同御定書ニ親被殺

ルヲ死カイ見届ルヘ共物入ヲ

〔監書〕
一厭村役等相談ノ上於不訴出ハ當人遠嶋名

主輕追放組頭所拂ト御座ルヘ凡人殺内済ノ

内祖父母以下血脉ノモノ被殺ヲ他人ノ被殺

ルト同様ニ御刑法相定ルテハ不相當ノ様ニ

奉存ル間寛政ノ御例ニシタカヒ此度親族被

殺ル節内済致ル者親族ノ輕重ニシタカヒ夫

々御刑法相定申ル

66

一祖父母父母人之為ニ殺され内済致ル者徒一

年半鞭三十夫被殺而内済致ル者同然伯叔父

姑兄弟ハ二等ヲ減可申事若子孫人之為ニ被

67

一内済之為賄を取ル者ハ錢之高ヲ以竊盜ニ準
重方ニ而沙汰可致事

但父母殺され賄取ル者死罪

68

一同居或ハ同行之人初より其人ヲ謀テ害せん
とする事存不留もの并殺され後不訴者

鞭十五

〔三五〕

〔宋書〕
〔卅五〕

打擲

一喧嘩打擲ハ疵ノ輕重ヲ以罪ヲ定ル事

69

一手足或ハ外之物ヲ以打擲致ルもの戸メ十五
疵付ルヘハ戸メ廿日

但打處不破ルとも青赤ニ腫ルヲ疵身定ル

70

一血鼻口之内より出或ハ内損血ヲ吐ル者鞭九
不淨之物を以人之頭面ヲ汚ル者右同

〔宋書〕
〔二〕

71

一齒式枚手足之指老本ヲ折一目ヲ傷并耳鼻傷
ル者鞭十五湯火ヲ以人傷ル者不淨ヲ以人之

口鼻江入の者同様之事

72 一齒式枚指式本以上ヲ折の者鞭十八

73 一人之骨を折并兩目ヲ傷或ハ婦人之胎ヲ墮并

一切之刃物之切疵鞭廿四〔マ〕一本五里追放ヲ加

但兵器にても柄ヲ折〔マ〕ハ刃物ニハ無之事

一手尅本足尅本ヲ折或尅目を潰〔マ〕の者ハ鞭三十〔朱書〕「ツフシ」

75 一兩手足ヲ折或ハ兩目を潰〔朱書〕或持病等有之処

因之癩疾ニ至ら志むるもの并人之陰陽を傷

の者ハ徒一年半鞭三十右科人家財半分を以

疵得の者江被下置〔マ〕

右条々之科人大勢ニ而犯の節其内疵付の

者を重罪ニ致の事本趣意企の者ハ疵付不

申の共其次之科ニ申付の事但疵を得の者

死ニ至り〔マ〕ハ同行之内人ヲ殺不留之律

ニ依而鞭十五

喧嘩ニ而双方疵有之無之事

76 一喧嘩ニ而双方疵得の節双方之疵相改疵輕重

ニ而罪ヲ定の事尤跡ヲ手下シ理直方ハ二等

を減可申事

〔書〕「御定書安永ノ御例對酌ニ喧嘩口論ニテ人

ニ疵付不申の共諸道具ヲ痛の者痛損ノ道具

代為差出戸ノ十五日

〔三六〕

〔朱書〕

疵療治之事

〔書〕「御定書ニ手疵負の者元ヨリ及死の疵ニテ

無之処平愈迄之内余病差起死のテハ弥吟味

ヲトケ余病ニテ死のニ紛無之ハ相手不及下

77 一疵ヲ蒙リの者日限ヲ立打擲之者方療治致せ

へき事日限之内死のハ打擲之もの可為解

死人事若日限之内ニ而ハ疵平愈致の断出の

後余病ニ而死のハ唯打擲之罪可加事

78 一指尅本を折〔マ〕以上之疵日限之内平愈致のハ

ハ罪二等を相減日限満の迄平愈無之者ハ右

之本律ヲ以相用得の事尤婦人破産并病氣平

愉ニ而も痼疾ニ至らハ罪減申間敷の事

79 一手足其外之物ニ而輕キ打疵ハ廿日限金創火

毒者三十切手足ヲ折リ骨折痛婦人之墮胎ハ

〔三七〕

〔宋書〕
卅七

勢ヲ以人を縛リ打擲致ゆる者

五十日

80

一 争論ニ依而人ヲ縛リ打擲致或ハ於私家ニ人

ヲ押籠等致ゆる者鞭九若疵重リ内損ニ而血吐

以上ニ至リルヘハ平人打擲より二等ヲ加

可申事尤自身手ヲ下し不申ルとも差圖致ゆる

者ハ本罪ニ可致事

但差圖を受手ヲ下しゆる者ハ一等ヲ可減事

〔三八〕

〔宋書〕
卅八

下人主人ヲ打擲致ゆる者

81

一 下人として主人ヲ打擲致ゆる者獄門死ニ至リ

ルヘ者鋸引「マ、」輕我ニ而殺ルヘハ斬罪怪我ニ而

疵付ルヘハ徒二年半鞭三十

82

一 主人下人ヲ打擲致ゆる者輕キ疵ハ御沙汰ニ不

及ル事折傷「マ、」以上之疵ハ平人打擲より四等を

減可申事死ニ至リルヘハ鞭十八輕我ニ而殺

ルヘハ御沙汰ニ不及事

〔三九〕

〔宋書〕
卅九

妻妾夫を打擲致ゆる者

83

一 妻夫を打擲致ゆる者ハ鞭十五折傷以上之疵ハ平人より三等を加ヘ可申事一目潰ル以上ハ

斬罪死ニ至リルヘハ磔

84

一 若妾ハ夫并妻ヲ打擲致ゆる得ハ又一等を加可申事死ニ至リル得ハ磔尤加る者ハ加ヘ而死

ニ入ル事

85

一 夫妻ヲ打擲致ゆる者折傷以上ニあらざレハ御沙汰ニ不及事右已上ハ平人より二等を減可

申ル事死ニ至ルヘハ斬罪妾ヲ打擲致折傷以

上ニ至リル得ハ又二等減可申事死ニ至リル

得ハ鞭三十妻の妾を打擲致ゆる得ハ夫之妻を

打擲致ゆると同様之事怪我ニ而殺ルハ、其證

據分明ニル得ハ御沙汰ニ不及事

〔四〇〕

〔宋書〕
四十一

兄弟之打擲

87

一 弟并妹として兄姉ヲ打擲致ゆる得ハ鞭二十七

疵付ルヘハ鞭三十折傷ハ徒一年半刃傷及手

足ヲ折一目ヲ潰以上ハ斬罪死ニ至ル得ハ獄

門伯叔父姑ヲ打擲致ゆる者同様之事怪我ニ而

殺或疵付ル者本殺傷之罪二等ヲ減可申事尤
贖ニハ難相成

88

一 兄姉之身として弟妹を打擲ニ而殺伯叔父姑
之甥姪を打擲ニ而殺ル者鞭三十怪我ニ而殺
證據分明ニ於てハ御沙汰ニ不及事
一本二十里追放ヲ加

89

一 子孫として祖父母父母ヲ打擲致ル者并妻と
して舅姑ヲ打擲いたしル者獄門死ニ至リル
得ハ鋸引怪我ニ而殺ル得ハ斬罪
一本獄門

90

一 祖父母父母子孫を打擲ニ而殺ル者鞭十五繼
母者一等を加可申事
但子孫祖父母父母を罵リ或ハ打ルニより
依之打擲致死ニ至ルハ御沙汰ニ不及怪
我ニ而殺ルも同様之事

〔四二〕

〔朱書〕

「四十一」師匠ヲ打擲致ル者

91

一 師匠ヲ打擲致ル得ハ平人ニ二等ヲ加可申事

〔四三〕

〔朱書〕

「四十二三」父母人ニ打擲致され其子孫打返ル者

92

一 祖父母人之為ニ打擲せられ其子孫救ル為め

〔四三〕

〔朱書〕

「四十四」竊盜

盜賊

打返ル者輕キ疵ハ御沙汰ニ不及折傷以上ニ
至リル得ハ平人之打擲より三等を減可申事
死ニ至リル得ハ定法之通可為下死人事

93 一 盜致ル者人墨之上盜取ル高ニ應輕重罪科ニ
可行事

定

一 十メ以下

墨入鞭三

一 十メ以上

鞭六

一 二十貫以上

同九

一 三十貫以上

鞭十二

一 四十貫以上

同十五

一 五十貫以上

同十八

一 六十貫以上

同二十

一 七十貫以上

同廿四

一 八十貫以上

同廿七

一 九十貫以上

徒半年同三十

- 一 一百貫以上 〔マ〕 徒一年同三十
- 一 一百十貫以上 〔マ〕 徒二年半同三十
- 一 一百二十貫以上 〔マ〕 同三十
- 一 一百三十貫以上 斬

但徒罪斬之者ハ一等を許し事

右錢高を以罪之輕重ヲ定む義盜取ら品幾人ニ而も分別之処ニ不抱盜取本高ヲ以一人毎ニ罪ヲ加ふ事尤從之者ハ一等を減可申事
但一時ニ數家ニ於て盜取ら節其内唯一家之財多キ高ニ而罪ヲ定む事米穀等ハ時之直段ヲ以錢ニ直品物直致せ錢ニ差積可申事

94 一 盜ニ入ら者財物ヲ取不申らへハ鞭三墨入御許

但人之土藏を破或盜ニ入ら次第二寄大盜ニ紛無之らハ、財物ニ不抱入墨鞭三十

95 一 入墨之義脇へ廻し幅三步程入墨可致尤初度ハ右脇に彫リ二度目ハ左ニ彫三度ニ及らへハ不寄多少斬罪

〔四四〕

〔四十五〕御城中江入盜致ら者 〔宋書〕
96 一 御城中へ忍入盜致ら者獄門

但實政十一年未ノ四月表坊主棟方嘉林隱居之後病屈ニ而御城中江紛入らニ付死罪一等許徒刑ニ被仰ら例

〔四五〕

〔四十六〕自分預物を私曲致ら者 〔宋書〕
97 一 御預ケ物ヲ致私曲盜取ら者首從差別無之盜

取ら錢高を以罪ヲ定む事尤幾人ニ而も分ら而も分ケ前之高ニ不抱盜取ら本高ヲ以一人毎ニ罪加可申事

定

- 一 二貫五百文以下 入墨 鞭九
- 一 二貫五百文以上 鞭十二
- 一 五貫文以上 同十五
- 一 七貫五百文以上 鞭十八
- 一 十貫文以上 同廿一
- 一 十二貫五百文以上 同廿四
- 一 十五貫文以上 同二十七
- 一 十七貫五百文以上 同三十

二〇〇

- 一 二十貫文以上 徒半年同三十
 - 一 二十五貫文以上 徒一年同三十
 - 一 三十貫文以上 徒一年半同三十
 - 一 四十貫文以上 死罪代り同三十徒二年
- 〔害入〕
「追加 但四十貫文已上其趣意重キハ卅宣御沙汰ノ上死罪ニ入可申事」

〔四六〕

〔宋書〕
「四十七」

- 御藏之財物盜取ル者
- 〔害入〕
「上ノ物ヲ預ト御藏之物ヲ預ト同様相聞ル御仕置も同様ニテ可然奉存ル。御用人」
- 98 一 御藏之財物盜取ル者并御藏廻之者共御藏之財物を致私曲ル者皆從之差別無之盜取ル錢高を以罪ヲ定ル事尤幾人ニ而分ル而も分前之高ニ不拘高ニ本を以罪ヲ加ル事尤一人毎ニ罪加ル事

- 定
- 一 五貫以下 〔害入〕 鞭六
 - 一 五貫以上 鞭九
 - 一 十貫以上 同十二
 - 一 十五貫以上 同十五

〔四七〕

〔宋書〕
「四十八」

- 強盜
- 99 一 追剽強盜之者既ニ行ルヘハ則物を取不申ル共徒一年半鞭三十既ニ財物取ルヘハ同類ノ殘磔
- 但御藏廻リ之者致私曲ル得者死罪代り徒二年鞭三十
- 一 廿貫以上 同十八
 - 一 廿五貫以上 同廿八
 - 一 三十貫以上 同廿四
 - 一 三十五貫以上 同廿七
 - 一 四十貫以上 同三十
 - 一 四十五貫文以上 徒半年同三十
 - 一 五十貫以上 徒一年同三十
 - 一 五十五貫以上 徒一年半同三十
 - 一 八十貫以上 斬
- 〔宋書〕「八ノ字ノ誤リ也」

100

- 一 盜ニ忍入ル者其家之人江手向致或ハ疵付ルヘハ強盜之御仕置タルヘキ事
- 但同類之者助力不致者竊盜ヲ以可致沙汰

事

101 一若竊盜已ニ財物ヲ捨逃去を其家人追掛因而
手向致ル者ハ不用此律科人手向致ル律ヲ以
刑ヲ加ル事

〔四八〕 〔朱書〕
〔四十九〕 白昼人之物を搶奪取ル者

102 一白昼人之ものを奪取ル者鞭三十若取ル品之
高多ルハ、竊盜之罪三等を可加事從之者ハ
〔書入〕
「。ニノ字
ナラン」
一等可加事

103 一又難船等之節便ニ乘シ乱妨致ル者同様之事
104 一喧嘩等致因而財物ヲ奪取ル者又同様之事
105 一巾着切之類搶奔〔マ、ク〕ニハ無之ハ竊盜之律ヲ以刑
を加ル事

〔四九〕

106 一盜之為火を付ル者火刑但燃立不申ルハハ斬罪

〔107〕 なし

〔五〇〕

〔朱書〕
〔五十一〕 馬盜

〔五一〕

108 一馬盜賣買致ル者斬罪

盜竊

109 一盜和取ル者和取之多少を以御藏之財物ヲ盜
取ル律ヲ以刑を可加事

〔110〕 なし

111 一御留山ニ而柴薪等盜伐ル者過料一貫文尤伐
出高多ル得ハ差積一倍之過料可申付事御留
山ニ無之ハとも御停止木伐取ルもの同様之
事

〔112〕

〔以下欠〕

113 但檢一本之代小杉百本杉雜木一本代小杉
五十本

114 一伐荒之場所へ植付不相成ル所ハ手寄の空山
見立植付ル様尤植付多時ハ三ヶ年五ヶ年之
内

右ハ巳ノ年済

〔貼紙〕
〔伐荒過料定

當人不相分節ハ杉檜之類伐採本ニ付小杉百
本雜木同者本ニ付小杉五十本之代錢ニ而村
過料也

但小杉卷本代二文定

右ハ當時之御振合ニ而以前ハ伐 卷本ニ付

為過料小杉百本ツ、植付被仰付ルヘ共御止

之上前書過料錢

此点羽写本字消ハ故關字多有之其儘写置

ル

〔五二〕

〔朱書〕

〔五十二〕流失流木盜揚ル者

115 一出水之節流失流木取揚ル者見分之上五ヶ一

山師より相渡可申事若隠置ル而見出ル節隠

木多少を以過料為差出ル事

定

一下十本以上

一貫貳百文

一上十本以下

一貫八百文

一二十本以上

二貫四百文

一三十本以上

三貫文

一四十本以上

三貫六百文

一五十本以上

四貫貳百文

一六十本以上

四貫八百文

一七十本以上

五貫四百文

一八十本以上

六貫文

〔五三〕

〔朱書〕

〔五十二〕田畑之穀物ヲ盜取ル者

116 一田畑之穀物を盜取ル者竊盜ニ準多少ヲ以て

罪ヲ定ル事 但入墨同様之事

117 一柴草木石之類人功ヲ以伐取積置ルヲ擅ニ取

ル者是又同様之事 但入墨許之

文化三年寅十一月御沙汰

山野へ野火付ル者住居之町在引廻之上鞭十

五若本人相知連不申ル得ハ其領分之村所過

料為差出ル事

但過料之定郡方別帳ニ條例有之

〔五四〕

〔朱書〕

〔五十三〕夜中無故人家へ入ル者

118 一夜中無故人家へ入ル者ハ鞭三若其家人則時

殺ル節者御搦無之若又既ニ捕置擅ニ打擲致

疵付ルハ、平人打擲より二等を減罪行ル事

死ニ至リルヘハ鞭三

一 九十本以上

六貫六百文

一 百本以上

七貫二百文

〔五五〕

〔宋書〕
「五十四」盗人之宿致_レ者

119 一強盜ニ宿致_レ者其身不行共財物分取_レ得ハ

磔財物取不申_レハ徒一年半鞭三十

120 一竊盜之宿致財物分取_レハ其身不行とも竊

盜之首与可為同罪事財物を取不申_レ得ハ一

等減可申事入墨同様之事

121 一強盜竊盜之盜物存買_レ者品物錢を以差積

竊盜之律二等ヲ減罪ヲ行_レ事存預置_レ者

又一等ヲ減_レ事

但品物高多_レとも鞭十五ニ而許可申事若

不存_レ得者御構無_レ之品物者本人江返

可申_レ事

〔五六〕

122 一手段を設ケ人を勾引_レ者鞭三十因而人ヲ疵

付_レ者斬罪

〔五七〕

〔宋書〕
「五十五」入墨を抜取_レ者

123 一盜致入墨ニ被行_レ者其後竊ニ抜_レ者鞭三

入墨仕直可申事

〔五八〕

〔宋書〕
「五十六」謀書謀判致_レ者

124 一御印并奉行諸役人之判を似セ造_レ諸渡物等

盜取_レ者獄門未財物を不取者ハ死罪一等ヲ

減可申事

〔宋書〕
「〇物ノ字ノ誤ナラン」

125 一似印刑似_レ手紙或古手形を取扱公私_レ之者

取_レ者ハ竊盜ニ準シ錢之高ヲ以罪科を輕

重ニ依_レ可行事 但入墨竊盜同様

126 一語らひ手段にて取_レ者是又竊盜同様之事入

墨ハ許_レ之

127 一物取ニ無之申訳之為有合之印形押_レ類者竊

盜ニ準一等ヲ減可申事入墨許_レ之

〔五九〕

〔宋書〕
「五十七」役人を似_レ者

128 一在々通_レり役人ヲ似セ往來之人馬賄等為差出

ル者鞭三十

〔六〇〕

〔宋書〕
「五十八」似_レ金銀ヲ造_レ者

129

一 似せ金銀ヲ造ル者并私ニ錢を鑄ル者磔細工
人同罪其余加擔之者ハ死罪一等ヲ減可申事
但似せ金と乍存通用致ル者同様之事

賄賂

〔六一〕

〔宋書〕
〔五十九〕 枉法賄賂之事

枉法与 金銀貨財ヲ取
其罪見逃シテ枉法贓ト云

130

一 賄賂を取枉たる事越いたしル者錢之高を以
輕重之罪ニ可行事尤何人より受ル而も惣錢
押合其高を以罪ヲ相定ル事若枉ル事重ルハ
、人之罪ヲ輕重いたしル律を以刑ヲ加ヘル
事

定

- 一 五貫以下 鞭六
- 一 五貫以上 同九
- 一 十貫以上 同十二
- 一 十五貫以上 同十五
- 一 廿貫以上 同十八
- 一 二十五貫以上 鞭二十一

一

三十貫以上

同二十四

一

三十貫以上

同二十七

一

四十貫以上

同三十

一

四十五貫以上

同三十

一

五十貫以上

徒一年鞭三十

一

五十五貫以上

徒一年半鞭三十

一

百二十貫以上

死罪代リ徒二年鞭三十

〔六一〕

〔宋書〕
〔六十〕

不枉法賄賂之事

131

一 頼を受錢ヲ取ル得共枉たる事無之者惣錢之
高押合半分にして罪ヲ定ル事但一人ヲ受ル
ハ〔半分〕ニ事

定

〔後欠〕

本書は弘前市立弘前図書館所蔵の岩見文庫旧蔵写本の一である。同館の『目録』には、

寛政律 GK三二二・五 二六

写 一冊 半紙 仮和

前半六〇項目まで 後半欠

と記す。登録番号は第二丁表の右下隅に捺された館蔵印による⁽²⁵⁾と「岩見文庫 G六八四」とある。表紙の架蔵ラベルの他にも一枚貼られた蔵書票には「岩見文庫、六法度文書、六三二郷」と記す。

縦二四・一メートル、横一七・一メートルの写本である。表紙は近年の整理に際し、白和紙二枚を貼合せて後補したもので、右端三カ所に穴をあけ白紐で綴じ付け、中央右寄りにボールペンで「寛政律」と記しており、原題は原表紙とともに失われ、内容から書名を決めたようである。

原体裁を残す本文は、右端二カ所をこよりで綴じつけたもので、袋綴二八丁から成り、二九丁以下を失っている。第一丁に「御自筆之写」を、第二丁から第四丁まで「目録」⁽²⁶⁾を取め、第五丁から「覚」に始まる寛政律を記す。第二八丁の末尾は六二不枉法賄賂之事、四七条の途中で終わる。各丁片面十二行、一行二十字余りで、所々に楷書を交えるが、御家流の達筆でしたた

めている。朱筆および細字による書入れが目立ち、ときに貼紙も施して書き入れている。書入れ内容の特色としては、「御定書」「安永ノ例」「寛政ノ例」などの記入が見られ、文化律を念頭におく書入れとして注目したい。

表紙および本文後半を欠くのみならず、虫損もめだち、良好な保存状態になかったようであり、伝来経路を示す手掛りとしては、本文第一丁表右下隅および第五丁表右下隅に捺された朱方印「官館蔵」のみで、今後の検討課題としたい。

「目録」に付された朱筆の番号は、現存する六十（第二八丁裏）までについては、本文との異同はない。ただし、一〇五については本文の相当すべき位置を誤っている。十八は目録では二行に分ち書きをするため、誤って施した「一」を朱書の際に抹消している。番号の打誤りでは、四十二・四十三は本文で同一個所に連ねて記す結果となっている。目次の終末で番号の打誤りを訂正しており、当初の朱筆を白抹した上で新しく朱書を施している。甚しいのは二度以上にわたっている。その経過を念のために記しておく（⁽²⁷⁾は抹消された数字）。

八十二↓九十 ↓八十九
八十三↓九十一 ↓九十
八十四↓九十二 ↓九十一

八十五↓九十三↓九十一↓九十二

八十六↓九十三

八十七↓九十四

「九十五 一下人家長妻女を姦ゆ者」〔後補挿入〕

八十六↓九十六

八十九↓九十七

この最終段階で付された番号は、既紹介の寛政律の目録では、前号の青森県立図書館所蔵本の冒頭に記しておいた同本の表紙の裏貼紙にみられた八十一から九十七までに一致する。ただし最後に番号の付されていない「勾引」があったが、本書には目録にない。両者の朱筆による番号が密接な関連のあることのみ指摘しておく。なお既紹介の他の目録に施された番号とは全く異なっている。篇目については、目録には「人命」のみが朱で後補されているが、定例・人命・(打擲)・盜賊・賄賂が本文中に明記されている。なお打擲については、本来「喧嘩打擲ハ疵ノ輕重ヲ以罪ヲ定ル事」とある項目名を条文と誤り、上に「一」を記したため、項目名に見誤られる形となっている。

つぎにこれまで付してきた共通番号によって本文の異同の概容を把握しておく。まず項目番号は四二までは冒頭のずれをのぞいて合致するが、先に指摘したように、ここで「四十二三」

と目録とのつじつまを合わせたため、四三から四八までは一つずれて「四十四」から「四十九」に対応する。四九は108・107条ともこの位置には全く欠き、五一は朱番号を施さず、110条・112条・113条本文も欠く。したがって五二から五五は「五十一」から「五十四」に対応する。五六すなわち122条を欠き、五七から六二は「五十五」から「六十」に対応する。

書入れについてはのちに詳しく検討を加えることとして、ここでは文化律に関わるもののみ指摘しておく。まず冒頭の明律との対比の個所で、鞭刑および鞭刑追放について「寛政ノ御例斟酌直リ」として記載がみられる。八には「御定書ニ」御定書安永ノ御例斟酌」として詳しい記入がある。一〇の「但」以下も文化律である。一一の「前々ガノ御例斟酌」以下、一二の「惣テ」以下も同様である。しかし一六にみえる「幼女者ハ」以下および「但貧困」以下は同じく文化律に関わる記事であるが、現存文化律中には取められていない注目すべき記事である。一七の但以下も文化律にみえる。

二二ははじめ35条の末尾に「(御定書寛政) 御例斟酌ニ」云々、37条

の末尾に「御定書ニ」云々と簡単に記していたのを改めて、三カ所に貼紙を加えて、それぞれ「御定書ニ差図ヲ致シ」以下、「安永寛政ノ御例 御定書ニ差図ヲウケ」以下、「御定寛ノ御例斟酌

ニ」以下を文化律から引いて詳しくしたためている。しかし二三の「御定書斟酌ニ」以下は、文化律の主殺・親殺の該当個所には見当たらない。二四の44条「御例斟酌」以下、46条「御定書斟酌」以下、48条「コノケ条御定書ニ」以下は文化律であるが、頭註の「律ニハ」云々の文は見られない。新たな書入れであろうか。

二六の51条「御定書」以下、52条「御定書ニ」以下、二九の「御定書ニ」以下、三〇の56条「一本ニ」以下、57条「一本ニ」以下は文化律である。

三一の59条末尾の「斟酌ニ」以下は文化律であるが、頭註の「律ニハ死ニ入不申也」は新たな書入れであろう。三三の「人ヲ逼セ」以下は「御用人点羽」として、三四の「但」以下および「御定書ニ」以下も文化律にみえる。三五の73条・74条の「一本」以下、76条の「御定書安永ノ御例斟酌」以下、三六の「御定書ニ」以下、四〇の87条・88条・89条の「一本」も文化律である。四五の「追加」および、四六の「上ノ物」以下は御用人点羽として、文化律に見える。

五一の貼紙（いわゆる点羽）「伐荒過料定」は、文化律および既紹介の諸本には見えない。

註(24補) 『弘前市史』藩政編(昭和三八年)の巻末、「付録 史料解説」に「三四 山形家記 写本」として、「郡奉行山形

宇兵衛(長年)の自筆本。永禄年間から天保年間に至る編年史である。内容上は『封内事実秘苑』(工藤家記)の採録と思われるが、必ずしも表現は同じでない。また、本人の意見も註記されている。と記され、現存の巻数、所在を具体的に示されているが、その現存最終巻は第二七巻で文政二一年二月までの分である。この筆者が(23)(24)に見える人物であろう。

(25) 弘前市立弘前図書館「岩見文庫郷土資料目録」その一(昭和三六年)、二八頁。

(26) (19) にならって、本書の「目録」の配列順を示しておく。

二丁表 上段(一)~(八)、下段(九)~(一七)

二丁裏 上段(一八)~(二七)、下段(二八)~(三七)

三丁表 上段(三八)~(四六)

下段(四七)~(四八)、(五〇)、(五二)~(五三)、

(五五)、(五七)、(五一)、(五八)~(六〇)

三丁裏 上段(六一)~(七一)、下段(七二)~(八二)

四丁表 上段(八三)~(八五)、(八七)~(九一)、(一〇〇)

下段(九二)~(九九)

(27) 「宮館職」印は、後に紹介する同じ岩見文庫の文化律の一本にも見え、本書の書入れについても検討を要するが、詳しくは後述する。

(28) 「御用人点羽」という表記は『要記秘鑑』所収「文化律」のみの表記法であり、岩見文庫本、および中村本には、本書に該当する個所は表現を異にする。詳細は「文化律」の紹介において述べる。

〔補記〕三浦次麿氏旧蔵・青森県立図書館所蔵資料について(前号参照)

前号に付載した弘前藩法の電子複写本三種については、原本の所在を確かめた上で説明を施す予定であったが、今日に至るも明らかでない。そこで今回は簡略に説明を補うこととする。将来の訂正を期することはいうまでもない。

いずれも複写に際しては、文字の部分を中心に見開きでA3版用紙に電子複写されており、原本はA4版よりは大きいと考えられる。1『御刑罰御定』(以下、1と称する)に酷似する既紹介の弘前図書館蔵『御刑罰御定(安永律)』は三一・四×二二・八センチの大本であったが後述べる理由とも合わせ、いずれもほぼこれに匹敵する大本であろう。ちなみに印影からの計測値を示すと、1は縦二九・七センチ以上、横二二・〇センチ以上。2『隠商過料定牒』(以下、2と称する)は縦二八・五センチ以上、横二〇・二センチ以上。3『人別方御用取扱条例・人別調方取扱条例』(以下、3と称する)は縦二九・〇センチ以上、横二一・〇センチ以上である。このように大本であることに加え、本文はいずれも御家流すなわち当時の公用文体の違筆で鮮明に記されており、見るからに藩庁で用いられた(あるいは

は所蔵された)正本の一と推定できる。ことに3には関係者多数の押印があることも一証としたい。

それぞれの表紙には、本来の所蔵あるいは関係機関名を記す。すなわち、1には左下に「町奉行所」の貼紙、2には同じく左下に寄せて「戸数方」と記し、3は表題中に「人別方」および「人別調方」の名をあらわす。1の町奉行所といえは、幕府の町奉行所が江戸町奉行所を示すのと同様、津軽藩では弘前城内三の郭にあった弘前町奉行所を指し、青森町奉行所以下各地のそれとは区別されている。2の戸数方は寛政律156条但書に見えるものであるが、設置時期、所屬およびあとの人別方等との関係は未調査である。3の人別方については寛政改革に際し「寛政三年四月九日、戸数人別諸職諸家業改めが命ぜられ、松田常蔵・角田弥六・伊藤衛門八の三人が人別調役となつて調査し」(『弘前市史』藩政編、七三七頁)「寛政六年になつて、一三二〇余冊の戸籍簿として出来上り(中略)、町奉行支配下に『人別方席』が置かれた(同一八二頁)ものである。ときに人別調方とも称したのであるうか、未詳である。なお、職制上、町奉行に付属する「人別調役」四名は、他に「刑法方」も兼ねていた(同二〇四頁)ことを留意しておきたい。いずれも町方支配を中心とした民政に関わる重要な機関であり、三種の書が偶然に蒐められたものではないことを窺わせる。

1が弘前図書館本と並ぶ二冊目の『安永律』であり、その体裁からも、さらに貼紙から旧所在を明瞭にすることからも、貴重な書であることはいうまでもない。前稿に孤本として紹介した内容を改め得るのを喜ぶとともに、一日も早く原本を見たいものである。黒瀧十二郎氏は近著『津軽藩の犯罪と刑罰』（昭和五九年）で、弘前図書館蔵の安永律について「これは体裁・紙質・字の大きさ等から推して藩日記と同程度であり、原本と思われる」（一四八頁）と述べられたが、複写本とはいえず、町奉行所に備えられていた本書の出現によって、蝦名庸一氏・黒瀧氏らを初めとする従来の説が裏付けられたことになる。あたかも幕府の『榮蔭秘鑑』が正本としては十三部のみに限られていたように、弘前藩庁においても関係諸機関に限定して配布されていた正本（ないしはこれに準ずる副本）の1が、町奉行所旧蔵本であり、また岩見文庫本であったのではないか。両本に見える字配り、仮名遣いの異同は筆写時の許容範囲内と見てよいのであろうか。

2が寛政律156条に「過料之定戸数方条例有之」と指すものであることは、本書の表紙に記す「戸数方」の文字で初めて確かになった。あるいは戸数方は寛政改革で設けられた新設の官として一連の経済統制にあたる隠商取締も担当したのであろう

か。元文三年五月十九日の藩日記に戸数の調査開始を記すが、この方面の作業の中心は前記のように人別方が一時中心となっており、戸数方については今後調査していきたい。なお、本書については、黒瀧氏が近業「後期刑政の展開——寛政律・文化律の分析——」（長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』所収、昭和五九年）において、これを根拠とした判決例をいくつか挙げられたが、その註で、本書の電子複写本が弘前市八木橋文庫にも所蔵されていることを指摘された（三二六頁）。おそらく三浦本と同じものであろうが、未見である。

それぞれの作成時期は、1は表紙にみえる安永四乙未年八月（一七七五年）、2は同じく表紙の寛政八丙辰年二月（一七九六年）で、丑六月（寛政五年・寅八月（寛政六年）・卯十一月（寛政七年））発布の規定を合わせている。3の前者は寛政七乙卯年二月（一七九五年）で、後者は年月を欠く。もし三者が形態上密接な関連を有するとすれば、ある時期（寛政改革のさなか）に法典整備と機構整備が試みられた際の作成になるろう。

校正中に三浦次麿氏の計報をぬい夫人のお手紙で知った。昭和六一（一九八六）年四月一日、八十九歳で逝去された由である。御生前に本稿をお手元に届けられなかったのが残念である。あらためて氏の学恩を謝し、御冥福を祈りたい。

〔補訂1〕京都大学日本法史研究会編

『藩法史料集成』(創文社、昭和五五年)所収

「弘前藩御刑法牒」

解題

①二頁一五行目の後に改行挿入。

その後、牧健二博士は「肥後藩刑法草書の成立——殊に其の明律参酌に就て——」(『法学論叢』第四八巻第五号、昭和一八年)において、明律清律を参酌して立てられた藩刑法として、紀州藩の国律および肥後藩の刑法草書とともに津軽藩の寛政律を挙げ、田部氏の報文にもとづいて寛政律の概要を紹介し(七―八頁)、京大本についてもその註で「京大日本法制史研究室には弘前藩御刑法牒があるが、之には寛政律の外に寛政以後の刑事裁判の先例を附加して居る」と触れられた(一〇頁)。

②二頁一八行目の後に改行挿入。

これらとは別に、戦後も昭和三十年になって、布施弥平次博士は「津軽藩の刑法牒について」(『日本法学』第二二巻第二号)において、油布氏蔵弘化二年筆写本をもとに、寛政律の法史学的分析を行なわれた。寛政律の個々の条文の具体的吟味を初

め、明律およびその先蹤たる中国法との比較など、紙数の都合で省略された部分を除き、寛政律そのものを対象とする最初の本格的研究といえる。しかしこの業績は直ちに後学に継承される形にはならなかった。

③三頁一〇―一二行目挿換。

その後も、黒瀧十二郎氏は「安永期の津軽藩刑法についての一考察―法令とその実態―」(『国史学』第九十七号、昭和五十年)、同「津軽藩の牢屋について」(『弘前大学国史研究』第六十四・六十五合併号、昭和五十一年)、同「津軽藩の牢屋と刑罰」(『歴史手帖』第五巻三号、昭和五十二年)、同「津軽藩『御刑罰御定』の成立に関する基礎的考察」(『森田稔学長還歴記念論集 青森県―その歴史と経済―昭和五十三年)などで刑法典を中心として刑政の実態を追究する試みを行っている。

本文

八頁上段	三行目	銅鈹山 ^x	↓銅鉛山
八頁下段	八行目	銅鈹山	↓銅鉛山
一〇頁下段一七行目	片々 ^x	↓片々 ^x	(マ、)
一一頁上段一八行目	律三ヶ条	↓律之ヶ条	

一頁下段	四行目	出急 ^x	↓出会。
一頁下段	五行目	出急 ^x	↓出会。
二頁下段	八行目	死骸 ^x	↓死骸塩漬。
一五頁上段	二行目	其項 ^x	↓其次。
一五頁下段	八行目	手足を打 ^x	↓手足を折。
一九頁上段	九行目	吉沢 ^x	↓吉沢。
二一頁上段	八行目	取扱 ^x	↓取扱 ^(マ) 。
二四頁下段	一行目	事 ^x 越	↓事越。
二六頁上段	一六行目	隱荷物 ^x	↓隱荷物 ^(マ) 。
二七頁下段	一八行目	文化之 ^x	↓文化三。
三〇頁上段	七行目	銅鉛山 ^x	↓銅鉛山。
三〇頁上段	一六行目	家跡 ^x	↓家部。
三一頁下段	四行目	手中 ^x	↓年中。
三一頁下段	一九行目	手中 ^x	↓年中。
三三頁上段	一九行目	御窺 ^x	↓御究。
三五頁上段	一六行目	銅鉛山 ^x	↓銅鉛山。
三五頁上段	一九行目	銅鉛山 ^x	↓銅鉛山。
三五頁下段	二〇行目	伐取 ^x	↓伐所。
三九頁下段	六行目	御達 ^x	↓口達。
四一頁上段	九行目	刻 ^x	↓割。
四三頁上段	一九行目	鉦山 ^x	↓鉛山。

四四頁上段	四行目	則年 ^x	↓寅年。
四四頁上段	八行目	則年 ^x	↓寅年。
四五頁上段	六行目	大部 ^x	↓大都。
四五頁上段	二行目	友々 ^x	↓度々。
四六頁下段	一〇行目	則年 ^x	↓寅年。
四六頁下段	五行目	万談 ^x	↓対談。

(註) 牧・布施両博士、とくに後者の業績を逸したことは小生の疎漏であり、迂闊にも『日本法学』再版の折にでも訂正をと期していた。ところで八四年夏、黒瀧十二郎氏の労作「後期刑政の展開——寛政律・文化律の分析——」(長谷川成一編『津輕藩の基礎的研究』所収、昭和五九年)の冒頭に整理された研究史が小生の「解題」を踏まえておられ、小生の怠慢が黒瀧氏にも御迷惑をおかけする結果となったのを知った。その後、二、三の発表の機会を見送ってきたが、研究の進展状況を見て、今回このような形でお詫びをかねて報告する。

なお、『藩法史料集成』刊行後の黒瀧氏の主要な業績としては、他に「津輕藩の司法制度史考」(弘前大学国史研究第七三・七四号、昭和五七年)、「津輕藩の犯罪と刑罰」(昭和五九年)、「津輕藩儒黒瀧藤太について——昌平坂学問所・藩校における活動——」(弘前大学国史研究第七七号、同年)、「津輕藩の僧侶・神官に対する刑罰」(弘前大学国史研究第八〇号、昭和六一年)などがある。

中沢巷一教授および京大日本法史研究会の諸兄を初めとする関係者、同学の方々にも謝しておきたい。